

## 【別紙】

### 交通政策審議会第 58 回港湾分科会に係る港湾計画に対する環境省意見

#### [むつ小川原港港湾計画（一部変更）]

むつ小川原港は、今回の計画の一部変更において、再生可能エネルギー源を利活用する区域が新たに設定されることとなっている。当該地の周辺には、ガン、カモ、ハクチヨウ類等の水鳥などの重要な飛来地となっている小川原湖沼群（環境省選定「日本の重要湿地 500」）や仏沼（ラムサール条約湿地）が存在するが、新たな風力発電施設の設置により、風力発電施設が立地していない残された回廊的な地域が失われ、海側と湖沼群を行き来する鳥類が風車のブレードに衝突したり、飛翔経路を遮断されたりする等の影響が懸念される。

また、当該地周辺の陸域には、既存の風力発電施設が存在するため、新たな風力発電施設が設置されることによる累積的影響も懸念される。

このため、港湾の水域占用許可の審査に当たっては、専門家の助言を得た上、鳥類への影響が大きいと判断された場合には、適切な環境保全措置等が講じられることとなっているか確認し、環境への影響が大きく、環境保全措置を講じても改善されないと判断された場合には占用許可をしない等の措置を講じられたい。